

# アール・ブリュット発信検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 本県の琵琶湖をはじめとした豊かな地域資源や地域の生活文化、伝統的産業など多様なものの調和によって創り上げられた「滋賀ならではのアール・ブリュット(生の芸術)」の発掘、収集、発信のあり方等について検討するため、専門家等によるアール・ブリュット発信検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、知事の求めに応じて、次の事項について意見交換を行い、その結果を提言として報告する。

- (1) アール・ブリュット作品の発掘・収集・展示・収蔵のあり方に関する事。
- (2) アール・ブリュットの発信拠点の整備や運営のあり方に関する事。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関する事。

2 前項の検討については、県が事業の主体となるべき事項に限らず、国に提案すべき事項や、県民等に呼びかけるべき事項等も含むものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者、福祉関係者、美術関係者、その他必要と認められる者のうちから、7名以内の委員で構成する。

- 2 所掌事項を処理する上で必要が生じた場合は、委員以外の専門的知識経験を有する者の参画を求めることができる。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選によって定める。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、代表する。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、「美の滋賀」発信推進室において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月6日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。